

小規模修繕契約希望者登録名簿への登録を希望される方へ

令和8・9年度において、防府市の小規模修繕契約希望者登録名簿への登録を希望される方は、下記の事項に留意の上、申請してください。

建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録のある事業者（令和7・8年度建設工事等入札参加資格審査の申請をして防府市の入札参加資格を有する事業者）の方は申請の必要はありません。（※注1）

記

1 受付期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月16日（月）まで（土・日を除く）
受付期間終了後も随時申請を受け付けます。（毎月15日締切：翌月の登録になります。）

2 受付場所 防府市契約課

3 申請方法 **防府市ホームページ上にある申請フォームからの申請**

※申請フォームに必要事項を入力し、申請書類を添付して提出してください。

※申請フォームでの申請は、送信後の確認・修正ができませんので、必要に応じて送信前にデータを保存しておいてください。

【申請フォームの掲載場所】

<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/118/syoubi-shinsei0809.html>

※申請フォームから申請をすることが困難な場合は郵送による申請（定時申請・随時申請）を受け付けます。

※ 郵送については、締切日の消印まで有効としますが、料金後納の場合は消印の確認ができませんので、御注意ください。

4 資 格

市内に主たる事業所（本社、本店）を置く事業を営んでおられる事業者（個人で事業を営んでいる方にあっては、市内に住所を有する方に限る。）で、建設業許可の有無、経営組織、従業員数に制限はありません。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- (2) 建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録のある事業者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない方（電気・管工事等）
- (4) 市税を滞納している方
- (5) 防府市暴力団排除条例第2条第2号に該当する方

5 申請書類

- (1) 小規模修繕契約希望者登録申請書（第1号様式）
- (2) 防府市税の納税証明書（滞納のないことの証明）（写し可）
- (3) 住民票（写し可）
- (4) 登記事項証明書（写し可）
- (5) 資格者等一覧表（第2号様式）
- (6) 誓約書（第3号様式）
- (7) 暴力団等の排除に関する誓約書（第4号様式）
- (8) 使用印鑑届（第5号様式）
- (9) 課税・納税状況調査に関する同意書

6 有効期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

（4月以降に申請された場合は登録月から令和10年3月31日まで）

※引き続き登録を希望される場合は、更新手続きが必要です。

7 登録業種等

- 3業種まで登録できます。

- 下請けは、原則として認めませんので、自ら施工できる業種を登録してください。
- 登録名簿は、発注の際の業者選定に活用します。（発注の判断は発注担当課が行ないます）

この名簿への登録により発注及び契約が約束されるものではありません。

8 申請後に登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したとき

申請書を提出後、申請内容に変更があった場合には、速やかに「小規模修繕契約希望者登録事項変更・廃止届」（第6号様式）に必要な関係書類（P7「申請後の変更等に伴う提出書類一覧」）を添えて提出してください。

※注1：建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録のある事業者の方で、令和7年2月の申請時に小規模修繕契約希望業種調査票を提出していない方が、新たに小規模修繕の受注を希望される場合は、調査票（随時受付）の提出が必要になります。

申請書類の記載等について

申請書提出にあたり、記入方法、提出方法等の注意事項を列記していますので、よくお読みいただき、提出くださいますようお願いいたします。

(1) 小規模修繕契約希望者登録申請書（第1号様式）

※申請フォームから申請する場合は省略可。

- 登録希望業種
- ・希望業種は3業種まで登録することができます。
 - ・資格・免許等が必要な業種を希望する場合は、その資格・免許等を有することを証明する書類の写しを添付してください。
(資格・免許等を有している場合のみ申請できます。)

(2) 防府市税の納税証明書（滞納のないことの証明）（写し可）

防府市役所本館3階課税課③番窓口及び各出張所で発行

・法人の場合

- 滞納のないことの証明書（法人）
滞納のないことの証明書（代表者）（代表者が防府市内に在住の場合のみ）

・個人の場合

- 滞納のないことの証明書（個人）

◇防府市税に関する証明書発行について

※ 申請書、委任状は、別紙様式を御利用ください。

・申請人の本人確認

申請人の本人確認が必要になります。窓口にお越しの際は必ず、運転免許証、住民基本台帳カード等、公的機関が発行した本人確認ができるものをお持ちください。

・代理人が申請する場合

代理人の本人確認ができるものをお持ちください。

法人の「滞納のないことの証明書」が必要な場合は、申請書に法人代表者印が必要です。

個人（法人代表者）の「滞納のないことの証明書」が必要な場合は、同一世帯以外（住民票の世帯が別の人）が申請する場合は、申請書のほかに委任状（すべて本人の直筆で記入されたもの）が必要です。詳しくは、記入例を参照してください。

・納税後2週間以内に証明書を申請する場合

納付したことを確認できる書類が必要になります。窓口にお越しの際は、納付時の領収書（領収印のあるもの）等又は口座引落とし済みの通帳のコピーをお持ちください。

(3) 住民票（写し可）

- ・個人の場合（法人でない場合）のみ提出してください。

(4) 登記事項証明書（写し可）

- ・商業登記の全部事項証明書（法人の場合のみ提出してください。）

(5) 資格者等一覧表（第2号様式）

- ・該当がある場合のみ提出してください。

(6) 誓約書（第3号様式）

- ・個人の場合（法人でない場合）のみ提出してください。

(7) 暴力団等の排除に関する誓約書（第4号様式）

- ・法人及び個人（法人でない場合）共に提出が必要です。
- ・代表者の生年月日の項目は必ず記入してください。

(8) 使用印鑑届（第5号様式）

- ・契約書及び請求書等に使用する印鑑を押印してください。
- ・法人の場合は、代表者の印に限ります（法人における社印は不可）。
- ・物体による印章を用いて印影が鮮明となるよう押印してください。
- ・申請フォームから申請をする場合は原寸大かつ照合に適する程度の解像度（600dpi 程度）で様式をスキャンし、PDFデータ化してください。

(9) 課税・納税状況調査に関する同意書

- ・法人及び個人（法人でない場合）共に提出が必要です。

《公的証明書等》

- ・基準日（申請日）の前3か月以内の日付を有効とします。
- ・（写し可）とあるのは、鮮明な複写をもって代用できますが、全てA4サイズに統一してください。

その他注意事項

- ・記載内容に疑義がある場合は、記載内容を確認するため関係書類の提出等を求めることがあります。
- ・申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事項を記載しなかった場合は小規模修繕契約希望者登録名簿への登録を行なわないことがあります。また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合には登録を取り消すことがありますので、十分に注意をしてください。
- ・申請が受け付けられても、必ずしも発注されるとは限りません。

問合せ先

〒747-8501
防府市寿町7番1号
防府市契約課管理係
電話 0835-25-2177 (直通)

(別表)

小 規 模 修 繕 の 希 望 業 種

No.	業 種	修 繕 等 の 例 示
1	大 工	大工修繕、型枠修繕、造作修繕等
2	左 官	左官修繕、モルタル修繕、吹き付け修繕、とぎ出し修繕、洗い出し修繕等
3	電 気	構内電気設備・照明設備修繕、照明器具修繕、送配電設備修繕、受電盤・配電盤修繕等
4	管	冷暖房設備修繕、空調設備修繕、給排水・給湯設備修繕、厨房設備修繕、水洗便所設備修繕、ガス管配管修繕、ダクト修繕等
5	ガラス	ガラス取付け等
6	板 金	板金加工取付け修繕、建築板金修繕等
7	建 具	サッシ取付け、シャッター取付け、金属製・木製建具取付け、ふすま取付け等
8	塗 装	塗装、ライニング、布張り仕上げ、路面標示等
9	内 装	インテリア修繕、天井仕上げ修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブラインド修繕、畳・ふすま張替え等
10	土木関係	防護柵・遊具・交通安全施設・土工等修繕等
11	防 水	モルタル防水、シーリング、シート防水等
12	屋 根	瓦・スレート・金属薄板屋根ふき修繕等
13	タイル・れん が・ブロック	コンクリートブロック積み修繕、タイル張り修繕、れんが積み修繕等
14	その他	上記以外の修繕業務

申請後の変更等に伴う提出書類一覧

番号	様式名	所在地 又は住 所の変 更	商号又 は名称 の変更	代表者 の(氏名 の)変更	電話又 はFAX 番号 の変更	希望業 種の追 加、変更	希望業 種の削 除	登録の 廃止	使用印 鑑の変 更
1	小規模修繕契約希望者登録事項変更・廃止届」(第6号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○
2	法人代表者の防府市税の納税証明書 (滞納のないことの証明・写し可)			△					
3	住民票 (個人のみ・写し可)	○		○					
4	登記事項証明書 (法人のみ・写し可)	○	○	○					
5	資格者等一覧表(第2号様式)					△			
6	誓約書(第3号様式) (個人のみ)			○					
7	暴力団等の排除に関する誓約書(第4号様式)			○					
8	資格・免許等を有することを証明する書類の写し(資格・免許等が必要な業種を希望する場合)					○			

- (注) 1. ○は、必ず提出しなければならない書類です。
 2. △は、場合により省略できる書類です。
 3. 変更内容がその他の場合は、契約課までご相談ください。